

の発表者が依拠していた理論は、多くの場合民俗学ではない隣接諸学問の提示するものであり、しかも個々の発表者が引用する理論は様々に異なっていた。しかし、島村のコメントが示しているのは、若手民俗学者たちは「理論」以前の「理念」のレベルでつながっていたのだ、ということである。たしかに、現代的な事象を研究するうえで、若手民俗学者が民俗学の外にある「理論」を学んでいくことは不可欠となっている。しかし、「理論」を追い求めるだけではなく、本ワークショップのようないくつかの関心の根底に共通の基盤としても「理念」によつてつながる研究者同士で交流する機会を持つことは、市民や行政による様々な社会実践との密接なつながりの中で研究を進めていかなければならぬ若手民俗学者にとって、もう一度自らの関心の根本を見つめ直し、さらに新しい研究視角を切り開いていく力を得られる貴重な経験である。そして、こうした「理念」のつながりによる学術交流の深化こそが、将来的には民俗学者として共通の「理論」を構築することにもつながっていくのではないかだろうか。

おわりに

中山大学での共同学術発表会の冒頭では、島村、および中山大学教授の劉曉春から、若い民俗学研究者に対しておおよそ次のようないくつかの期待が述べられた。

〔注〕

- (1) 発表は、日本語または中国語で行われ、日本語で発表する者は中国語のパワーポイント、中国語で発表する者は日本語のパワーポイントを示す形式で行われた。
- (2) 中山大学の大学院生による発表は中国語で行われた。ここでは、中国語による発表テーマを挙げ、括弧内に施によるその日本語訳を付した。また、発表内容の要旨については、筆者が当日個別に通訳を受け理解した範囲でその内容をまとめたものであることをお断りする。
- (3) 以下の島村の発言に関する部分は、当日の発言の内容を筆者が自分なりに要約したものである。

現代は、社会変動の時代である。四、五十年代の民俗学者たちは、理論的にはこの問題をけん引することができるが、変動の時代のネイティヴではない。今二十代の若い研究者たちは、この時代のネイティヴである。その中から新しい理論、そしてこの時代に関する経験的な研究が生まれることを期待している。

今回のワークショップは、東京大学大学院生の参加メンバーであつた中国人留学生の施・謝の語学力と人的なつながり、そして、中国側の教授陣が学術発表会において繰り返し述べていた通り、華東師範大学・中山大学と東京大学の民俗学者が築いてきた長年の交流関係の上に成立したものであった。今回初めて得ることができた若手民俗学者同士のつながりを維持し、さらに深化させながら、学術的な「理念」を共有した民俗学者として新しい研究を生み出していくことが、社会変動の時代の「ネイティヴ」である筆者ら若手研究者には求められている。

謝辞

本ワークショップの企画、運営に際しては、華東師範大学社会発展学院副院長の田兆元教授、同民俗学研究所所長の王曉葵教授、同研究所の中村貴研究員、中山大学中国非物質文化遺産研究センターの劉曉春教授、同王霄冰教授に多大なご尽力を賜りました。ここに改めて感謝の意を表します。

柳田国男と教育勅語

加藤秀雄

はじめに

二〇一七年三月三十一日、内閣は戦前・戦中における教育の基本方針とされてきた教育勅語について、「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」との答弁書を閣議決定した。第二次安倍政権下における国会答弁では、しばしば教育勅語への言及がなされたり、二〇一四年四月の参院文教科学委員会で文科省初等中等教育局長の前川喜平前次官は、以下のよくなだめ答弁を行つている。

これと同様の見解は二〇一七年三月の参院外交防衛委員会において稲田朋美防衛相も示しており、「日本が道義国家を目指す上で教育勅語の精神は取り戻すべきだと考えている」とし、「教育勅語の中にある親孝行とか、夫婦仲よくするとか、友達を大切にするとか、日本は世界中から尊敬される道義国家を目指すべきだという考え方が核だと認識している」と述べている。

教育勅語の中には今日でも通用するような内容も含まれており、これらの点に着目して学校で活用するということは考えられる。

先の閣議決定、及び文科省の見解では、憲法および教育基本法といった現行法に反しないかたちであれば、これを利用することが可能であるとしているが、これが教育勅語の「今日でも通用する内容」を教育現場で活用するという前川・稻田答弁と同じ意味を指すものなのか、あるいは閣議決定後に与党が示した「歴史的資料」として用いることを指すのか不明瞭である。記憶に新しい森友学園の幼稚園児達による朗誦などは、直接的にその内容が教育に用いられているという点で、前者の「活用」に近いと言えるが、政府は閣議決定から一月を経ずして、これが憲法や教育基本法に反するか否かの判断は各都道府県等に委ねるとし、「政府として教育の場における活用を促す考えはない」ことを明言した。

今後、どのような判断が各地域、教育現場でなされるかは、事態の推移を慎重に見定める必要があるが、今回、これと関連して筆者が提示しておきたいのは、柳田国男が教育勅語に対して、どのような認識を持っていたのか、そしてそれが自らの研究・実践とどのように関連していたのかという問題である。これから見ていくように、柳田は教育勅語に対して肯定的な意見の持ち主ではなかった。その理由を確認していくことは、民俗学を学ぶ私たちが、現在の社会状況に対し、どのようなスタンスをとるか考える際の一助ともなる。

柳田貞祐に対する対談の中でも、哲学者の天野貞祐に対し「あなたは教育勅語を尊敬しているじゃありませんか。あれを有りがたがっているようでは、どうしたって、『反動』ですよ」という言葉を投げかけたとされる〔桑原一九八〇・三六七～三六八〕。柳田が教育勅語に否定的な考えを持つていたことが、これだけの文章からでも理解されよう。

(2) 家・結婚をめぐる生活文化との齟齬

柳田以外の著名な民俗学者で明確な教育勅語批判を行つてゐる例として、赤松啓介による以下のよう発言が挙げられる。
「結婚しようなどというバカはない。性交はいわば日常茶飯事で、それほど大騒ぎすることではなかつた。しかし、結婚となると家とかムラとの関係が大きくなり、それほど簡単でない。〔赤松二二〇〇四一四〕

柳田民俗学を批判することの多い赤松である〔⁶〕が、この教育勅語とムラの生活との齟齬をめぐる認識は、柳田・赤松の両者で一致しており、先の川島との対談で柳田は次のように述べている。

「〔結婚の現実形態〕が、儒教的精神に根差して起草された教育勅語の提示する『祖先ノ遺風』と齟齬をきたすことは、柳田にとって自明であった。更に柳田は家の問題と関連して、嫁姑の別居生活が過去には多かつた例を引きながら、近代以降の同居の増加が嫁の生活を圧迫している現実に触れて、娘と同様の取扱いをして嫁をいじめてたまたま母親でも長生きしたら惨めなもの」と述べている〔前掲書一五三〕。その根底に、父母への孝行や夫婦の和合を「遵守すべきものとして

一 柳田国男による教育勅語批判

(1) 対談・講演における批判

以下は、一九四九年に柳田が法学者の川島武宜と行った「婚姻と家の問題」と題する対談での教育勅語に関する言及箇所である。これが婚姻と家をめぐる対談での発言であることに、こでは注意しておきたい。

第一、今度無くなつた教育勅語、あれは私など不平でたまらなかつた。例えば、公共道德というものはほとんど勘定していないでしよう。あれで日本の道徳が尽きていると思つてはいかんと、むかし宮城県でしゃべつて大いに迫害を受けたことがある。教育勅語を批判したと言つてね。(中略)井上毅とか福岡孝悌などという若干の人は徹底的に儒教でつくられた人で、儒教プラス愛国ですが、今度の戦争で、あれで西洋の思想と向き合おうとしたのは確かに見苦しかつたですよ。(宮田編一九九二一五〇～一五一)

ここでいう、「宮城県でしゃべつて大いに迫害を受けた」事件は、一九三五年に石巻市で行つた「史学と自治」と題する講演での出来事を指すと思われる。鶴見太郎はこの事件を参照しながら、「柳田の教育勅語觀は戦後になつて急に立場を変えた所産ではなく、当時からの連續性を持つものだつた」ことを指摘しているが〔鶴見二二〇〇八一七〇〕、柳田は一九五〇年に行わ

私は自分の生まれた村でかなり乱れた男女関係を知つていますので……十ぐらいでだいたい知つていますがね。男女関係がいっぺんで結婚する者がほとんどないことを知つていたので、概念をもつていましたが、この頃になつて後ろからガソリンと殴られるほど大きな啓発を受けたのは、瀬川さんという女の人ですが、あの五島に行つて、こまかく調べてきたが、若者の泊宿を廃めてしまおうという青年団の改良運動が起つたとき、娘たちがそんなことをしたら私たちは嫁に行かれんじゃないかといつたという。ハツとしましたね。つまり、あれは自然な健全な制度じゃなかつたか。新しい組織を作つてそれに合わないから野蛮だとか、無智だとか、禽獸に等しいとかいうのはひどい話だと思った。今になつてしまひに反抗心を抱いておるんです。(宮田編一九九一一五二～一五三)

このような「結婚の現実形態」が、儒教的精神に根差して起草された教育勅語の提示する「祖先ノ遺風」と齟齬をきたすことは、柳田にとって自明であった。更に柳田は家の問題と関連して、嫁姑の別居生活が過去には多かつた例を引きながら、近頃の同居の増加が嫁の生活を圧迫している現実に触れて、「娘と同様の取扱いをして嫁をいじめてたまたま母親でも長生きしたら惨めなもの」と述べている〔前掲書一五三〕。その根底に、父母への孝行や夫婦の和合を「遵守すべきものとして

称揚する教育勅語への批判的意識があつたことは言うまでもないだろう。柳田の民俗学は、まず眼前の事実から思考するものであり、道徳・倫理もそこから導き出されるものでなくてはならないのである。

このような「反抗心」の背後に、柳田の国学的精神を看取ることも出来るが、その発露として更に重要なのが、教育勅語の失効と、それに伴う戦後教育改革の中で、どのような教育が必要になつてくるかという課題に柳田がどう関わつていったのかという問題である。以下では、戦争終結後、柳田が深くコミットメントすることになる教育の再編、およびそのための法整備について確認しておきたい。

二 教育基本法の整備と国語、社会科教育の実践

(1) 教育基本法の審議

敗戦間もない一九四六年七月十二日、当時の首相、吉田茂の依頼により柳田は枢密院顧問官に就任する。枢密院は一八八八年に明治憲法の草案を諮詢する目的で設置された機関であり、定員は二十四名、帝國議会の重要政策、法案を否決しうる権限を有する「第三の議会」として機能してきた（杉本二〇一一二三三）。柳田は最後の枢密院顧問官として日本国憲法の制定に立ち会うことになるが、戦後の柳田の教育に関する実践と照らし合わせた場合、それ以上に重要な意味を持つのが旧教育基本法の審議に加わっている点である。枢密院では教育勅語と教育基

本法の関係性についても議論が交わされており、その経緯については室井康成が詳しく検討しているが（室井二〇一〇）、当時の議事録に柳田の発言は残されていない。その理由について室井は以下のよう見解を示している。

柳田は自らの教育思想の根本に関わる疑問点については、当局に対しても審議の場で念押ししている。したがって、教育基本法をめぐる議論で発言がなかつたのは、その機会の有無ではなく、むしろ同法案が、彼の考える戦後教育の方向性をほぼその通りに示していたため、敢えて言挙げする必要がなかつたからではなかろうか。（前掲書 一九六）

つまり公式の場で発言が無いことは、逆に柳田の意図と合致するものとして教育基本法の審議がなされたことを示すと室井は指摘しているのだが、卓見と言えよう。旧教育基本法第八条一項には、「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない」と明記されている。柳田の民俗学が、「よき選挙民の育成」、すなわち公民教育を大きな柱としてきたことは、多くの論者が指摘するところであるが（大塚二〇〇七）、その公民教育において柳田が最重要視していたものが、国語・社会科教育なのである。

(2) 戦前・戦中教育への反省と柳田の国語・社会科教育

以下は、柳田が筑摩書房の編集者である臼井吉見からの依頼で、『展望』誌の創刊号（一九四六年一月号）に寄稿した「喜談日録」に記されている一文である。ここには柳田の戦前・戦中の教育に対する反省と、今後の問題意識が鮮明に表れている。

独り利害の念に絆されやすかつた社会人だけでは無く、純情にして死をだも辞せざる若い人たちまでが、口を揃へてたゞ一種の言葉だけを唱へ続けて居たのは、勿論強ひられたのでも欺かれたのでも無い。言はず是以外の思ひ方言ひ方を、修練するやうな機会を与へられなかつたのである。一方には又少數者の異なる意見といふものは、國に聽き方の教育が少しも進んで居ない為に、抑圧せられるまでもなく、最初から発表しようとする者が無かつたのである。斯ういふ状態がもしもなほ統くなれば、どの様な不健全な拳国一致が、是から後にも現はれて来ぬとは限らず、歴史に忍び難い悔恨の数々を留めることは、必ずしも是をたゞ一度とするわけには行かぬかも知れない。（柳田二〇〇四b 一三三）

（※戦前・戦中の「標準語普及教育」に代表される国語教育は）子どもが日常使っている土地の言葉（方言）を、生活の匂いのない空疎な言葉に置き換える教育そのものであつた。思惟する言葉、話す言葉、聞く言葉、理解する言葉が、子供の内部で外国语を翻訳するような段階をたどつて転位・空転・変質されてしまふ教育にほかならなかつた。そのため言葉の意味不明瞭や二重性、空々しさが生じ、個人の正しい判断力を妨げる要因になつてゐる。それが今次の戦争（アジア太平洋戦争）で露出し、一部の人々の言動に惑わされ、国民は盲動的に戦争へと駆りたてられてはいたのである。（杉本二〇一 二七）

ここで言われている「聴き方の教育」、そして「発表」の仕方の教育の不備が、人々が戦争への道を突き進む要因になつたという情勢認識を柳田は持っていた。このことは、「私たちが話し方教育の強化を主張した根本の動機は、実はこの口真似の国語

教育が戦争の抑止力となりえず、逆にそれを翼賛するものとなつてしまつた反省が柳田の中についたとすれば、戦前・戦中の教育を規定し続けた教育勅語の内容、利用のされ方に、どの

ような印象を抱いていたかは賛言を要さないだろう。柳田は言葉の意味を真に理解し、それに対して考えた事を素直に表現できる力を養うことこそが、戦後の国語教育の核となるべきものだと考えていた。そして、そのことは自らの生活＝郷土生活の歴史を知ることも不可分の関係を持つことになるのである。すなわち社会科教育がそれであるが、その目標は「正しい取捨選択の力を養ふ」とことと「史心の涵養」になり、実験的な教育実践へと展開していくことになるのである（前掲書三二一～三八）。

おわりに

柳田が関わった戦後の教育実践については、前節で引用した杉本仁の『柳田國男と学校教育』（二〇一一）に詳しいので、そちらを参照されたいが、杉本は柳田の教育実践もまた、「時代に葬り去られ」ていったと述べている。その背景には、「柳田のいう「かしこい選挙民＝公民」を育む母体ともいべき、自然（神）と人、人と土地、人と人、そのようなつながりを前提とした共生的、共生的、共同的な社会構造が、戦後の近代化にとって、古くさいもの、役に立たないものの、否定されるべきものとして破棄されようとした「時代状況があるとし、「生活のなかで培われてきた経験知である「民俗知」を必要としない学問、教育が、アカデミズム以外の世界でも跋扈はじめたこと」があるとしている（前掲書 一八一）。

そして現在、現代的な産業社会、市場経済に非適合的な知は学問、教育の場から更に排除される傾向にあり、翻つて戦後の社会で見失われていった道徳・倫理の規範を戦前・戦中のそれ求めようとする動きが顕在化している。しかし私たちが参考すべき歴史は、そこには存在しないだろう。そのことを知り言葉にする術を、「民俗」と向き合い続けてきた私たちが持ちえないのであれば、再び「歴史に忍び難い悔恨の数十頁を留める」とにもなりかねない。そのような意味で戦争の終結に伴つて発露した柳田の思想や行動には、今こそ吟味すべきものが少なからず存在する。今回は紙数の都合で触れることが出来なかつた問題も数多いが、ひとまずここで擱筆し、読者諸賢のご批正を乞う次第である。

〔註〕

- (1) 「教育勅語、肯定の動き 安倍内閣閣議決定」『朝日新聞』四月一日付の記事内容による。
- (2) 「教育勅語の教材利用」歴史的資料なら妨げない「与党見解」『日本経済新聞』四月六日付の記事内容による。
- (3) 戦前・戦中期において教育勅語を園児や生徒が朗誦するということはなく、校長が奉読し、参列者はこれを「拝聴する」のが一般的であった。室井康成氏の「教示」による。
- (4) 「教育勅語「促す考えない」政府」『朝日新聞』四月二十二日付の記事内容による。

(5) なお筑摩叢書版の『柳田國男対談集』（一九六四）に収録されている「進歩・保守・反動」には、この柳田の発言が記載されていない。編集の過程で削られたものと見られ、このことは鶴見も指摘している。（鶴見 二〇〇八一七〇）

(6) 例えば、「世間でいう民衆、市民、あるいは柳田の常民には、

どこかで切り捨てる部分がある。てめえらは人間でねえ、

犬畜生にも劣る屑だという感覚が、どこにあるのだ」といつた発言などを参考のこと。（赤松 二〇〇六一〇）

(7) 引用した柳田の発言が収録されている節題である。なお、

柳田は一九四七年八月二十日に衆議院で開催された「婚姻の要件、夫婦財産制及び離婚手続」と題する公聴会で、民法の改正に關する公述人として召喚されており、過去の生活世界に存在した「自由恋愛」が、近代以降変質し、「新しいいろいろ拘束、しばしく干渉と見えたり、強圧とも見えるような父兄の干涉、いわゆる戸主権の活動があつた」ことを指摘して

いる。また、それが女性の「不幸」にも繋がるものであつたことを批判しながら、「こんなものが長く続いているわけはないし、将来長く続くわけもないでの、私はもう改正されるのが当然とすら実は思つておつた」と述べている。詳しくは、

（柳田 二〇〇四a）を参考のこと。

(8) 現在、教育勅語の問題点を議論する際に焦点となるのは、後半部の「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」という天皇に対する人々の忠誠をめぐる箇所

である」とが多く、「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ……」以降の「徳目」については、「それなりにいいことを言つてゐる」と認識されている例が散見される。その問題性については、哲学者の三島憲一による批判があるので参照のこと。（WEBRONZA, online: 2017/3/23/0013.html）

〔参考文献〕

- 赤松啓介 二〇〇四 「夜這いの民俗学・夜這いの性愛論」筑摩書房
二〇〇六 「非常民の民俗文化－生活民俗と差別昔話」筑摩書房
大塚英志 二〇〇七 「公民の民俗学」作品社
桑原武夫 一九八〇 「柳田さんの一面」『桑原武夫集』六 岩波書店
杉本仁 二〇一一 「柳田國男と学校教育－教科書をめぐる諸問題」梶社
鶴見太郎 二〇〇八 「柳田國男人門」角川書店
宮田登編 一九九二 「柳田國男対談集」筑摩書房
室井康成 二〇一〇 「柳田國男の民俗学構想」森話社
柳田國男 一九〇四a 「婚姻の要件、夫婦財産制及び離婚手続」『柳田國男全集』三一 筑摩書房
一九〇四b 「喜談日録（一）」「柳田國男全集」三一 筑摩書房

二〇〇四c 「話し方と読み方」〔柳田國男全集〕三

シンポジウム報告

東アジアの民俗学・現代社会の日常を問う
—メディアと日常—

〈WEB記事〉
WEBRONZA「矛盾だらけの教育勅語は「徳田」」」そが問題なのだ—「やれなり」と「いふ」なんか書いてるな」
<http://webronza.asahi.com/politics/articles/201703230013.html> (2017.5.19)

島村恭則
2017年3月23日

開催日：二〇一六年九月三日（土）

場所：北京大学中国社会と発展研究センター
主催：（二〇一六年度）北京大学 中国・日本・韓国
III国民俗学者会議

島村恭則
社会と発展研究センター

シンポジウムの構成

- 岩本通弥（東京大学）：問題提起
- 高丙中（北京大学）：問題提起
- 周星（愛知大学）：情報機器（ケータイ）の普及と身近な生活革命
- 田村和彦（福岡大学）：メディアを取り込む日常生活分析のあり方について—中国の民間活動とメディアの関係から—

島村恭則（関西学院大学）：コメント
丁秀珍（東国大学校）：「メディアの日常化・日常のメディア化」

李相賢（安東大学校）：「ドイツ・テュービンゲン大学民俗学研究所のメディア研究、その歴史と特徴」

南根祐（東国大学校）：コメント

王傑文（中国伝媒大学）：「新メディア」環境のなかの日常

生活—「デジタル時代」の民俗学—

戸曉輝（中国社会科学院）：「ネット公共領域の目的論探求—『上海女性食事を逃げる』事件に関するネットの評価を事例として—」

高丙中：「日常生活民俗学の未来の次元—中国の道筋—」

周星（愛知大学）：コメント

呂微（中国社会科学院）：コメント

総合討論

本シンポジウムを、北京大学中国社会と発展研究センターとともに主催した日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究A「東アジア（日常学としての民俗学）の構築に向けて」（研究代表者・岩本通弥）は、日本、中国、韓国など東アジアの民俗学が、ドイツ民俗学で鍵概念とされている（日常）（alltag）を批判的に導入・参照しながら、新たな民俗学理論を構築することをめざすプロジェクトで、二〇一四年四月の発足以来、研究会

や国際シンポジウムの開催、学術誌『日常と文化』の刊行（二〇一七年三月現在、三号まで刊行）、生活変化・生活改善関連データベース作成などを行なってきた。

このうち、第一回目の国際シンポジウム「『当たり前』を問う！—日中韓・高層集合住宅の暮らし方とその生活世界—」は、日本民俗学会との共催で二〇一四年一〇月に成城大学で開催され、日中韓三国の高層集合住宅の暮らしとその生活世界を素材に、民俗学的日常研究の理論を検討したが、今回は、現代社会の日常を捉える上で欠かすことのできないメディアをとりあげ、メディアと日常をめぐる民俗学理論の構築に向けての議論を行なった。

シンポジウムでは、日本側から岩本通弥氏、中国側から高丙中氏による問題提起がそれを行なわれたあと、日本から一本、韓国から二本、中国から三本の発表が行なわれた。以下、当日配布の予稿集に掲載されている文言を適宜、引用しながら、各発表者の論点を要約して紹介する。

周星氏は、携帯電話・携帯端末が日常の中でいかに用いられているかを事例に、現代中国社会の日常生活に見られる科学技術について考察した。そして、「ケータイ機能の継続的な開発は人びとの常識に変革をもたらし続けており、これにより日常生活の『当たり前』が絶え間なく上書き、更新され、あらたな状況が次々と紡ぎだされている」状況にあること、そのような状況は、「日常生活の一貫性を途切れさせ、さらには全体的な生

編集後記(第291号)

今回は、論文2本、研究ノート3本による通常号を刊行することができました。そのなかの1本は、3月の卒論発表会で発表したものをもとに投稿されたものです。例年10月の年会では発表数が多いのに、『日本民俗学』への投稿は少ないという状況が長く続いています。会員の方々の研究成果を論文や研究ノートとして共有していけるよう、口頭発表と投稿となるべく1セットとしてお考えいただけたら幸いです。どうぞよろしくお願い致します。

編集担当理事 阿南 透 大石 泰夫 加藤 幸治 関沢まゆみ^{*}
中野 泰 宮内 貴久
英文担当 吳 君秋

日本民俗学 第291号

2017年(平成29年) 8月31日発行

編集兼
発行者 一般社団法人日本民俗学会

会長 德丸 亜木

〒113-0034 東京都文京区湯島4-12-3
TEL・FAX 03-5815-2265
E-mail folklore@post.nifty.jp
URL http://www.fsjnet.jp/
振替口座 00100-3-536466

印刷所 よしみ工産株式会社
〒804-0094 福岡県北九州市戸畠区天神1-13-5

会員領布 会費年額 8,000円
(入会を希望する方は学会事務局までお問い合わせください。)

図(日本複写権センター委託出版物)
本書の無断複写(コピー)は、著作権法上の例外を除き、禁じられています。
複写を希望される場合は、(中法) 学術著作権協会(03-3475-5618)の
許諾を受けてください。

日本民俗学

第291号 (2017年8月31日発行)

目次細目

論 文

- 手縫い製靴業の製造工程と職人社会の関係
—近代産業の研究にむけて— 中島 順子 1
葬儀の外部化における「自葬」の伝統
—沖縄県八重山諸島波照間島の事例から— 古谷野洋子 31

研究ノート

- 鋳物工場の開業に見る民俗的思考 宇田 哲雄 65
「こけし工人」と「木地師」について
—生業研究の視点からの民俗技術調査の観点— 守谷 英一 89
関東地方の屋敷神について
—ウジガミとイナリー 岸澤 美希 105

書評

- 泉房子 著『南九州における神楽面の系譜—王面から神楽面への展開—』 永松 敦 120
栗津賢太 著『記憶と追悼の宗教社会学—戦没者祭祀の成立と変容—』 今井 昭彦 126